

平成15年第3回臨時会

**御 宿 町 議 会 会 議 録**

平成15年8月8日 開会

平成15年8月8日 閉会

**御 宿 町 議 会**

御宿町告示第 4 1 号

御宿町議会第 3 回臨時会を次のとおり招集する。

平成 1 5 年 8 月 4 日

御宿町長 井 上 七 郎

記

1 . 期 日 平成 1 5 年 8 月 8 日

2 . 場 所 御宿町役場 議場

3 . 付議事件

( 1 ) 御宿町選挙公報の発行に関する条例の制定について

平成15年御宿町議会第3回臨時会

議事日程(第1号)

平成15年8月8日(金曜日)午前9時00分開会

日程第1 会議録署名人の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 発議第1号 御宿町選挙公報の発行に関する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで議事日程に同じ

追加日程第4 議案第1号 平成15年度御宿町一般会計補正予算(第2号)

---

出席議員(13名)

1番	吉野時二	2番	吉野茂夫
3番	瀧口義雄	4番	伊藤博明
6番	中村俊六郎	7番	石井芳清
8番	式田孝夫	9番	神定孝
10番	浅野玄航	11番	貝塚嘉軼
12番	式田善隆	13番	新井明
14番	松崎啓二		

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎	助役	吉野和美
収入役	五十嵐義昭	教育長	岩村實
総務課長	綱島勝	企画財政課長	新藤研
教育課長	石田義廣	税務課長	吉野健夫
環境整備課長	井上秀樹	農林水産課長	米本清司
建設水道課長	藤原勇	商工観光課長	氏原憲二
住民課長	佐藤良雄	保健福祉課長	田中とよ子

---

事務局職員出席者

事務局長	瀧口和廣	主任主事	市原茂
------	------	------	-----

---

## 開会の宣言

**議長（伊藤博明君）** おはようございます。

本日、平成15年第3回臨時会が招集されましたが、議員の皆様には夏の最中、ご多用のところ出席いただきましてご苦労さまです。

今、臨時会の日程につきましてはあらかじめ配布いたしましたとおりですのでよろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は13人であります。よって定足数に達しておりますので、今臨時会は成立いたしました。

これより御宿町議会第3回臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

---

## 会議録署名人の指名について

これより日程に入ります。

**議長（伊藤博明君）** 日程第1 会議録署名人の指名について、を議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。

6番 中村俊六郎君、9番 神定孝君にお願いします。

---

## 会期の決定について

**議長（伊藤博明君）** 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今、臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は本日1日限りとすることに決しました。

**議長（伊藤博明君）** これより日程に入ります。

日程第3 発議第1号 御宿町選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者瀧口義雄君、登壇のうえ、提案理由の説明をお願いいたします。

( 3 番瀧口義雄君 登壇 )

**3 番 ( 瀧口義雄君 )** 御宿町選挙公報の発行に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、御宿町議会会議規則第 1 4 条の規定により提出いたします。

平成 1 5 年 8 月 8 日。御宿町議会議長 伊藤博明 様。

提出者 御宿町議会議員 瀧口義雄。

賛成者 御宿町議会議員 吉野時二。

候補者は、ポスター、自動車による拡声機、街頭演説、文書、葉書、電話等での選挙運動が実態でありました。

地方分権の推進により、分権型社会への扉はまさに開かれようとしています。このような中において、選挙候補者は政策を持って有権者に訴えなければなりません。

もとより、選挙は一定のルールのもとに行われるものであり、その基本は法令に則った「明るく正しい選挙運動」でなければなりません。

よって、公営による選挙公報を次の御宿町議会議員の一般選挙より発行することを定めた「御宿町選挙公報の発行に関する条例」を提案いたします。以上です。

**議長 ( 伊藤博明君 )** これより質疑に入ります。

( 異議なしの声あり )

異議なしと認めます。

**議長 ( 伊藤博明君 )** これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

発議第 1 号に賛成の方は挙手願います。

全員の挙手です。

よって、発議第 1 号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

( 午前 9 時 0 4 分 )

---

**議長 ( 伊藤博明君 )** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議長(伊藤博明君)** ただいま、町長より議案第1号御宿町一般会計補正予算案の提出がされました。

お諮りいたします。

議案第1号御宿町一般会計補正予算案については急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第4として審議することにしたいと思いをます。

ご異議ありませんか。

(異議なしと発言あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号御宿町一般会計補正予算案については急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第4として審議することに決定しました。

**議長(伊藤博明君)** 追加日程第4、議案第1号御宿町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上町長。

**町長(井上七郎君)** 議案第1号 平成15年度御宿町一般会計補正予算案第2号について提案理由を申し上げます。

今回、提案いたします補正予算は、ただ今、議員提案により可決されました「御宿町選挙公報の発行に関する条例」の制定を受け、地方自治法222条の趣旨に基づき、必要経費を追加するものです。

補正予算額は、歳入歳出ともに43万3,000円を追加するもので、補正後の予算総額を29億3,229万8,000円とするものです。

内容は、選挙公報の印刷や新聞折込による配布に必要な経費を計上したものです。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願い申し上げます。

**議長(伊藤博明君)** 新藤企画財政課長。

**企画財政課長（新藤研君）** それでは、追加提案いたしました議案第1号 平成15年度御宿町一般会計補正予算案第2号の内容につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ43万3,000円を追加しまして、補正後の予算総額を29億3,229万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、3ページの事項別明細書により、ご説明いたします。

繰越金43万3,000円を充当いたしまして、財源といたします。

次に4ページでございます。総務費の選挙費、町議会議員選挙といたしまして、43万3,000円を追加いたします。内訳といたしまして、需用費41万5,000円、印刷製本費でございますが、内容につきましては、選挙公報申請手続き要領の作成、また、選挙公報の原稿用紙の印刷、また選挙公報そのものの印刷代でございます。次に役務費1万8,000円、広告料とありますが、これは選挙公報を新聞折込みする経費でございます。5日間の選挙機関の中で選挙執行期日の2日前までに配布する必要がありますので、新聞折込みによる配布をお願いするものでございます。以上、歳入歳出43万3,000円の補正となります。よろしくお願い申し上げます。

**議長（伊藤博明君）** これより質疑に入ります。7番石井芳清君。

**7番（石井芳清君）** ただ今、議員発議によりまして条例制定された直後で大変恐縮ではございますが、今度の選挙公報であります、ただ今の説明によりますと新聞折込みをされるということでございますが、具体的実務手続き、告示後どのような手続きによって配布に至るのか。また、最短、今、事前にお調べ、また、資料があればご答弁願いたいのですが、いつごろまでに配布されるのかといいますか、最初の準備が整えられるのかということをお願いいたします。

**議長（伊藤博明君）** 網島総務課長。

**総務課長（網島勝君）** ただ今の予算の中での手続きということでございますが、本来、この条例を受けまして、選挙管理委員会で詳細な手続き、また規則等を定めなければなりません。やはり公平に行わなければならない選挙管理委員会の立場からしますと、大変、厳しい日程の中でやらなければならないというような状況でございます。選挙の期日は9月21日を予定しております。そ

して、16日が告示ということでございますし、また、その1ヶ月前の8月21日に事前の説明会も開催しなければなりません。その場所で公営の選挙条例が通りましたので、公営の選挙公報の発行手続き等についてご説明する予定でございます。また、選挙管理委員会におきましては、この条例が制定されたということで、11日月曜日に即、選挙管理委員会を開催する予定でございます。ここで詳細には決めることですが、いずれにいたしましても条例からみますと、当然9月16日告示日に申請をなされると。その申請を受理してから印刷に入ると。また16日の5時まで立候補の受付がございますので、その後にその選挙公報のどこに誰を掲載するかというようになくじ等も5時以降に行わなければならない。その後に印刷をかけて、できれば17日の朝10時ぐらいまでには印刷が完了して届くような形でやっていかなければならないというような手続きもございまして、選挙管理委員会といたしましては、遺漏のないように万全を期してやりたいと思っておりますが、その詳細な問題につきましては、これから協議してから皆様方にお示ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**議長（伊藤博明君）** 他に質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

**議長（伊藤博明君）** これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

**議長（伊藤博明君）** 以上を持ちまして、今臨時会に付議された案件の審議を終了いたしました。

御宿町議会第3回臨時会を閉会します。

これで散会いたします。ご苦労さまでした。

（閉会 午前9時24分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成15年8月14日

議 長 伊 藤 博 明

署名議員 中 村 俊六郎

署名議員 神 定 孝